

新旧対照表(案)

○神奈川県議会傍聴規則

新	旧
<p>(傍聴席に入場することができない者)</p> <p>第11条 次の者は、傍聴席に入場することができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</u> (削除)</p> <p>(3) <u>双眼鏡の類を携帯している者</u> (削除)</p> <p>(4) <u>前3号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者</u></p> <p>(5) 酒気を帯びていると認められる者</p> <p>(6) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者</p>	<p>(傍聴席に入場することができない者)</p> <p>第11条 次の者は、傍聴席に入場することができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者</u></p> <p>(3) <u>はち巻、腕章(議長が交付したものを除く。)、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者</u></p> <p>(4) <u>ラジオ、拡声器、無線機(携帯電話機を除く。)、防犯ブザー、パーソナルコンピュータ、タブレット型端末(傍聴のために貸与されたものを除く。)、録音機、ビデオカメラ、写真機、双眼鏡の類を携帯している者。ただし、第13条の規定により撮影し、又は録音等を行うことにつき議長の許可を得た者を除く。</u></p> <p>(5) <u>笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者</u> (新規)</p> <p>(6) 酒気を帯びていると認められる者</p> <p>(7) その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者</p>
<p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第12条 傍聴人は、傍聴席においては次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) <u>静粛にすること。</u></p> <p>(2) <u>議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。</u> (削除)</p> <p>(3) <u>携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。</u></p> <p>(4) <u>飲食又は喫煙をしないこと。</u> (削除) (削除)</p> <p>(5) その他議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。</p>	<p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第12条 傍聴人は、傍聴席においては次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) <u>議場における言論に対して可否を表明し、又は拍手をしないこと。</u></p> <p>(2) <u>談話し、歌を歌い、大声で笑いその他騒ぎ立てないこと。</u></p> <p>(3) <u>帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他正当な理由がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>(4) <u>携帯電話機については、使用できないよう電源を切ること。</u></p> <p>(5) <u>飲食又は喫煙をしないこと。</u></p> <p>(6) <u>みだりに席を離れないこと。</u></p> <p>(7) <u>不体裁な行為又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。</u></p> <p>(8) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。</p>